

**横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第247号)**

**平成15年4月17日**

横情審答申第247号  
平成15年4月17日

横浜市長 中田宏様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 三辺夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成13年12月4日福総第101号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成12年1月14日市福祉局総務課長原賢氏が作成した文書」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成12年1月14日市福祉局総務課長原賢氏が作成した文書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成13年10月4日付で行った、「平成12年1月14日市福祉局総務課長原賢氏が作成した文書」（以下「本件申立文書」という。）の個人情報非開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。以下「条例」という。）第20条第2項に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書は、本件異議申立人が、平成12年1月14日に行った別の行政文書開示請求の際に、応対した当時の福祉局総務部総務課長原賢が、個人で購入・所有し、備忘録として使用しているノートにメモされた個人情報を指すと考えられる。
- (2) 本件申立文書は、個人の備忘録として利用するため、個人で購入し使用されているものに、個人的にメモされたものであり、職務上、組織的に利用するため書かれたものではないこと、また、実施機関が保有しているものではないことから、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項の行政文書に該当しないため、非開示とした。

4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見陳述において主張している本件申立文書の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 当該処分は、条例に違反している。
- (2) 各処分は、異議申立人の権利及び利益を侵害している。
- (3) 各処分は不服であり、適法な処分を求めて申立てに及ぶ。
- (4) 実施機関は、条例に基づき積極的に情報を公開する義務があり、抵触しない形で公開することができることから、実施機関のいう非開示理由は当たらない。
- (5) 訴訟において異議申立人が証人席の福祉局総務課長にノートを証拠として提出する

ことを求めると、福祉局総務課長はノートは個人のものであると拒否したが、平成12年1月14日公開請求の際、福祉局総務課長はノートに記載し、異議申立人に見せていことから、福祉局総務課長は同ノートを職務として使用していることは明らかである。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、本件異議申立人が、平成12年1月14日に行った別の行政文書開示請求の際に、応対した当時の福祉局総務部総務課長原賢が、個人で購入・所有し、備忘録として使用しているノートに書かれた個人情報を指すと考えられる。

### (2) 本件申立文書の行政文書該当性について

ア 情報公開条例第2条第2項では、「この条例において、「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書・・・であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書は、個人の備忘録として利用するため、個人で購入し使用されているものに、個人的にメモされたものであり、職務上、組織的に利用するため書かれたものではないこと、また、実施機関が保有しているものではないことから、情報公開条例第2条第2項の行政文書に該当しないとしている。

そこで、当審査会では、本件申立文書の行政文書該当性について調査するため、平成15年3月20日に実施機関から事情聴取を行った。

それによると、本件申立文書は、平成12年1月14日に申立人から別の行政文書の開示請求を受ける際に、受付窓口で対応した当時の福祉局総務部総務課長であった原賢が、開示請求に係る文書について申立人から聞き取った内容を確認するために補助的なメモとして上記のノートに記録したものであって、組織的に用いるものとして作成し、又は、使用したものではないとの実施機関の説明に特段不合理な点は認められなかった。

したがって、本件申立文書は、組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとは認められず、情報公開条例第2条第2項に規定する行政文書には該当しない。

### (3) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を情報公開条例第2条第2項の行政文

書に該当しないとして非開示とした決定は、妥当である。

### 《 参 考 》

#### 審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 13 年 8 月 15 日	・ 詰問書及び非開示理由説明書を受理
平成 13 年 9 月 28 日 ( 第 254 回 審 査 会 )	・ 詰問の報告
平成 14 年 8 月 23 日 ( 第 276 回 審 査 会 )	・ 部会で審議する旨決定
平成 15 年 2 月 14 日 ( 第 6 回第一部会 )	・ 審議
平成 15 年 2 月 25 日 ( 第 7 回第一部会 )	・ 審議
平成 15 年 3 月 20 日 ( 第 8 回第一部会 )	・ 異議申立人から意見聴取 ・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成 15 年 4 月 4 日 ( 第 9 回第一部会 )	・ 審議